

# 今後の経済財政運営及び経済社会 の構造改革に関する基本方針

平成13年6月26日  
閣議決定

## 概要（「骨太の方針」）

経済財政諮問会議

新しい成長産業・商品が不断に登場する経済の絶え間ない動きを「創造的破壊」と呼びます。創造的破壊を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資源を移動します。これが経済成長の源泉です。

創造的破壊としての聖域なき構造改革は、その過程で痛みを伴うこともあります。構造改革なくして真の景気回復、すなわち持続的成長はありません。

## おそれず、ひるまず、とらわれず

まず、不良債権問題を2～3年以内に解決することを目指します。それと同時に、構造改革のための7つの改革プログラムをパッケージで進めます。したがって、今後2～3年は日本経済の集中調整期間です。短期的には低い経済成長を甘受しなければなりません。その後は経済の脆弱性を克服し、民需主導の経済成長が実現されるでしょう。

そこでは、国民が自信と誇りに満ち、努力した者が夢と希望をもって活躍し、市場のルールと社会正義が重視されます。また、それは誰もが豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせるとともに、世界に

開かれ、外国人にとっても魅力を感じる社会でなければなりません。新世紀維新が目指すのは、このような社会です。

## 経済の重荷を除く

経済再生の第一歩～

## 不良債権問題の抜本的解決

不良債権の処理を急ぎます。

新たな不良債権がなぜ生まれるのか、担保となる土地の価格はどのように動いているのかを正確に把握します。

新たな指標（不良債権比率など）も参考に、不良債権問題全体の改善状況を的確な把握に努めます。

銀行の不良債権のオフバランスシート化を確実に実現します。

不良債権処理の影響に備えた雇用対策を行います。

新規分野を含むサービス分野での雇用機会の創出や、労働市場の構造改革などにより雇用機会を拡大します。（試算によれば5年間で介護・子育て・住宅関連など530万人が期待できます。）自分にあった仕事を見つけるための転職や自己

啓発を支援します。(いわゆるコミュニティー・カレッジを強化し、職業能力評価システムを整備します。)

市場における敗者復活を支援し、真の弱者を保護します。(たとえば失業期間中の住宅ローン負担・教育負担に対して支援します。)

安定した金融システムを構築します。

## 聖域なき構造改革～7つの改革プログラム

### 経済社会の活性化のために

#### 努力した人が夢と希望をもてる社会

##### 1. 民営化・規制改革プログラム～

###### 民間が自由に経済活動を行える社会

国民の利益の観点に立った特殊法人等の見直し、民営化を強力に推進し、補助金等を削減します。郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本的見直しなどにより民間部門の活動の場と収益機会を拡大します。

社会の複雑化、多様化、国際化、事前規制型から事後チェック型行政への移行に対応し、司法制度を見直します。

医療、介護、福祉、教育などの分野に競争原理を導入します。

民間の自由な経済活動を阻害する規制を撤廃します。

##### 2. チャレンジャー支援プログラム～

###### 「頑張りがいのある社会システム」

頑張り投資家！頑張り起業家！！税制を含めた諸制度のあり方を検討します。(預貯金中心から、株式などへの投資優遇、創意工夫に基づいた起業・創業の重要性)

IT革命を推進します。

#### 豊かな生活とセーフティーネットを充実するために

##### 3. 保険機能強化プログラム～

###### 国民の「安心」と生活の「安定」

○社会保障制度を分かり易く、信頼されるものにします。(個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるようなしくみを目指します。)

○将来にわたり信頼できる年金制度を作ります。(就労形態・個人のライフサイクルの多様化等への対応)

○国民皆保険と医療機関へのフリーアクセスの下、医療について質を落とさずコストを下げます。

(「医療サービス効率化プログラム(仮称)」を策定します。：医療サービスの標準化と診療報酬体系の見直し等)

○医療費、特に高齢化の進展にともなう老人医療費について、その伸びを経済の動向と大きく乖離しないよう抑えます。

##### 4. 知的資産倍増プログラム～

###### 「個人の選択の自由の下での人材育成」

人材大国と科学技術創造立国を実現するために、知的資産を倍増します。(ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野への戦略的重点化)

やる気のある個人を支援します。(奨学金の充実、教育を受ける個人に対する自助努力を支援する施策、社会人に対する自己啓発の支援)

民間からの教育研究資金の流入を活発化します。

##### 5. 生活維新プログラム～

###### 「のびのびと働き、生活できる基盤整備」

職場と住まいが近くにある街づくりをします。(多機能高層都市プログラムの推進)

働く女性にやさしい社会を構築します。(税や社会保障制度の個人単位化、保育所待機児童をゼロに)

高齢者などが年齢等にかかわらず働きやすく暮らしやすい環境を整備します。(バリアフリー化の推進)

ごみゼロと脱温暖化、自然との共生を通じ、地球と共生する「環の国」を目指します。

国民の安全(人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土)と治安を確保します。

政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために

## 6. 地方自立・活性化プログラム～

地方ができることは地方に

個性ある地方の発展を!(すみやかな市町村の再編、地方財政の立て直し)

ストップ、国の手出し、口出し!(国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税制度の見直し、地方税の充実確保により地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形に)

地方の活性化を図ります。

「美しい日本」を維持、創造します。(都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保)

農林水産業の構造改革を推進します。(食料自給率の向上等に向けた意欲と能力のある経営体への施策の集中)

## 7. 財政改革プログラム～21世紀にふさわしい

簡素で効率的な政府の実現

予算の硬直性を打ち破れ!ハードからソフトへ

特定財源の見直し、「公共事業」と「非公共事業」の区分にとらわれない予算配分、公共事業関係の長期計画の見直し

信頼の政治を実現するために～

## 政策プロセスの改革一分かりやすい政治を

政治により多くの国民の声を!(首相公選制の検討、オープン・ソース方式の採用やタウン・ミーティングなどによる国民対話)

政策がどのようにつくられるか、透かして見えるようにしますー財政システムと予算編成プロセスの刷新

(ア)国・地方の一般会計(普通会計)、特別会計、財政投融资、国・地方間の財政移転、特殊法人との間の資金移転などについて説明責任を果たし、透明性を高めます。

(イ)実施事業を客観的に評価し、決算や評価結果を予算・計画などに反映させます。

(ウ)特殊法人について、「行政コスト計算書」を導入します。

○まず政策、そして重点分野を絞り込んだ予算編成循環型経済社会の構築など環境問題への対応、少子・高齢化への対応、地方の個性ある活性化、まちづくり、都市の再生 都市の魅力と国際競争力、科学技術の振興(ライフサイエンス等の4分野への重点化等)、人材育成、教育、世界最先端のIT国家の実現

中長期の経済財政運営と平成14年度経済財政運営～

「躍動の10年」へ

まず国債発行30兆円以下を目標として

民間経済、金融、財政の構造改革を強力に実施することによって、日本経済は、「停滞の10年」を抜け出し、「躍動の10年」を展望します。

平成14年度予算では、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とします。その後、今年必要な国債費以外の歳出は税収で賄えるようにすることを目指します。(プライマリーバランスの黒字化)

金融政策については、機動的な量的緩和政策をとることが期待されます。

## 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

### < 新世紀維新が目指すもの 日本経済の再生シナリオ >

20世紀、とりわけ戦後の日本は、世界に類を見ない経済発展を実現した。しかし、バブル経済が崩壊し、90年代に入って以降、日本経済は停滞を続け、国民の経済社会の先行きに対する閉塞感が深まっている。確かに、過去10年の日本経済のパフォーマンスは、日本の経済社会が本来持っている実力を下回るものだった。さらに、高齢化が進展し、労働力人口が減少するなかで、ともすれば我々は悲観論に陥りがちである。

今、日本の潜在力の発揮を妨げる規制・慣行や制度を根本から改革するとともに、司法制度改革を実現し、明確なルールと自己責任原則を確立し、同時に自らの潜在力を高める新しい仕組みが求められている。

グローバル化した時代における経済成長の源泉は、労働力人口ではなく、「知識／知恵」である。「知識／知恵」は、技術革新と「創造的破壊」を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資本を移動することにより、経済成長を生み出す。資源の移動は、「市場」と「競争」を通じて進んでいく。市場の障害物や成長を抑制するものを取り除く。そして知恵を出し、努力をした者が報われる社会を作る。「構造改革」は、こうした観点から、日本経済が本来持っている実力をさらに高め、その実力にふさわしい発展を遂げるためにとるべき道を示すものである。

まず、不良債権問題を2-3年以内に解決することを目指すとともに、後述するような前向きな構造改革をパッケージで進める。今後2-3年を日本経済の集中調整期間と位置付け、短期的には低い経済成長を甘受しなければならないが、その後は経済の脆弱性を克服し民需主導の経済成長が実現することを

目指す。そうした経済動向のなかで、次世代のためにプライマリーバランスの黒字に向けた財政改革を、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ着実に進めていく。

21世紀の日本では、実力に見合った経済成長が実現する。そこでは、国民が自信と誇りに満ち、努力するものが夢と希望をもって活躍し、市場のルールと社会正義が重視される。また、それは誰もが豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせるとともに、世界に開かれ、外国人にとっても魅力がある社会でなければならない。新世紀維新が目指すのは、このような社会である。

### 1. 経済再生の第一歩としての 不良債権問題の抜本的解決

経済再生の第一歩として、不良債権の処理を急ぐべきである。不良債権については、「緊急経済対策」（平成13年4月6日）で最終処理に向けたスケジュールが明示され、民間を中心とした私的整理の指針づくりも進展している。さらに、米国のRTC（整理信託公社）の例も参考に、RCC（整理回収機構）による不良債権処理、企業再生等を進める。

第1に、新規不良債権の発生メカニズムと担保となる土地の価格動向を正確に把握することが重要である。不良債権の債務者企業による財務状況の適正な情報開示と、不良債権の最終処理を目指してそれに適合した銀行による適正な債務者区分、引当て及び適切なリスク管理を促進する。要注意先債権等についても、銀行が、借り手先企業の状況把握に努め、適正なリスク管理を行う一方、借り手の経営改善に向けた努力を行うよう促す。

第2に、主要行の不良債権について、「緊急経済対策」に沿ったオフバランス・シート化の進捗状況を定

期的に点検するとともに、不良債権比率、与信費用比率（貸出に占める不良債権処理場の比率）といった新たな指標等も参考に、不良債権の新規発生状況を含む不良債権問題全体の改善状況についての的確な把握に努める。

第3に、RCCの機能を抜本的に拡充し、RCCを積極的に活用した不良債権処理、企業再生等を進め、銀行の不良債権のオフバランスシート化の確実な実現を図る。

第4に、オフバランスシート化によって、転職することが求められる雇用者については、新規分野における雇用機会の創出（試算によれば、新規分野を含むサービス分野においては、5年間で530万人が期待）や労働移動の増加に対応する制度改革によって就業機会を拡大する。具体的な制度改革としては、自己啓発の支援、大学・専修学校等が社会人の再教育・再訓練に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティ・カレッジ）の強化、職業能力評価システムの整備や派遣制度の規制改革等を推進する。また、離職者転職者に対する支援の強化などセーフティネットの拡充、総合化を図る。

第5に、21世紀にふさわしい安定した金融システムを構築する。直接金融を重視したシステムに円滑に移行するために個人の株式投資にかかる環境整備を行うなど証券市場を活性化する。金融システムの構造改革という観点から銀行の株式保有のリスクを適切に規制する。

## 2. 構造改革のための 7つの改革プログラム

（経済社会の活性化のために）

### （1）民営化・規制改革プログラム

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、国民の利益の観点に立って、特殊法人等の見直し、民営化を強力に推進し、特殊法人等向け補助金等を削減する。郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本見直しなどにより、民間金融機関をはじめとする民間部門の活動の場と収益機会を拡大する。

医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないしは非営利の主体によって供給されてきた分野に

競争原理を導入する。国際競争力のある大学づくりを目指し、民営化を含め、国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。また、規制を極力撤廃し、自由な経済活動の範囲をできる限り広げるとともに、消費者・生活者本位の経済社会システムを実現する。

### （2）チャレンジャー支援プログラム

一個人、企業の潜在力の発揮

個人の潜在力を十分に発揮させるために、個人の意欲を阻害しない「頑張りがいのある社会システム」を構築する。このため、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替えや起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する。

さらに、公正取引委員会の体制を強化し、その機能を充実させるなど、競争環境の積極的な創造や市場監視の機能・体制を充実させ、競争政策を強力に実施する。市場支配力を有する通信事業者への非対称規制の前倒し実施、放送、通信の融合を推進する。なお、周波数などの公共資源は、公開入札など市場原理を活用することも含め、最適な配分方式について検討する。

また、ITモデルエリア、IT教育支援等によってIT革命を推進する。

（豊かな生活とセーフティネットを充実するために）

### （3）保険機能強化プログラム

国民一人一人にとってライフステージの各段階にわたる自分の生活と社会保障制度との関わりが分かるようにする。こうしたことを通じて、「分かりやすく信頼される社会保障制度」を実現する。このため、ITの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」の構築に向けて検討を進める。

公的年金については、「人口減少社会」の下で「持続可能で安心できる」制度を構築するとともに、公的年金及び私的年金の役割分担により、高齢者の生活を総合的に保障する。

医療については、医療サービスの標準化、ITを活用した医療情報の開示、医療機関経営の近代化・効率化などからなる「医療サービス効率化プログラ

ム（仮称）」を推進することなどにより、医療の質を落とさずにコストを下げ、維持可能な制度とする。

#### （４）知的資産倍増プログラム

人材大国と科学技術創造立国を実現するために、知的資産を倍増するとの観点から、教育改革を進めるとともに、ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野への戦略的重点化を図る。

大学教育に対する公的支援については、機関補助に世界最高水準の大学を作るための競争という観点を反映させる。また、個人支援を重視する方向で、公的支援全体を見直す中で、教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討する。民間からの教育研究資金の流入を活発化するため、大学が受ける寄附金・大学が行う受託研究の充実のための環境整備について、税制面での対応を含め検討する。また、社会人に対する自己啓発の支援を充実する。

#### （５）生活維新プログラム

人々が自らのライフスタイルに合わせ、男女が共同して社会に参画し、将来にわたってのびのびと働き生活できる基盤を整備する。

- （i）多機能高層都市プログラムの推進により職住近接を可能とする。
- （ii）「働く女性にやさしい社会」を構築するため、税や社会保障制度の見直しに当たっては、個人単位化を進めるとともに、雇用に関する「性による差別」を撤廃する。
- （iii）保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進するとともに、放課後児童の受入体制の整備を図る。
- （iv）バリアフリー化の推進等により、高齢者などが年齢等にかかわらず働きやすく暮らしやすい環境を整備する。
- （v）ごみゼロと脱温暖化の社会づくり、自然との共生などを通じ、地球と共生する「環の国」づくりを推進する。
- （vi）国民に安全（人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土）と治安を確保し、安心して暮らせる社会を保障する。

（政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために）

#### （６）地方自立・活性化プログラム

（地方の潜在力の発揮）

「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進することが重要な課題である。このため、すみやかな市町村の再編を促進する。歳出の効率化を図り、受益と負担の関係を明確化するとの観点到立ち、地方財政の立て直しを行う。

「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理合理化するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地方の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行財政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を担う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。

水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入を促進し、介護福祉、まちづくり、リサイクルなど社会事業を担うNPOの支援強化など地方の活性化を図る。

（地域に密着した産業の活性化等）

意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより、食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。

#### （７）財政改革プログラム

巨額の財政赤字を抱えている我が国財政の状況を改善し、21世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作るため、財政の改革に取り組む。

特に、資源配分の硬直性を打破するため、例えば公共事業に関しては、特定財源を見直すとともに、「公共事業」と「非公共事業」の区分にとらわれない配分、弾力的な地域間配分を行う。さらに、政策目標に照らし、公共事業以外のより適切な政策手段がないか十分に審査する。

また、経済社会の状況変化やこれまでの整備状況などを踏まえ、公共事業関係の長期計画については、各計画の必要性も含め見直しを行う。

### 3. 政策プロセスの改革

首相公選制は民主主義の下で民意を直接反映させる仕組みであり、今後検討されるべきである。オープン・ソース方式の採用やタウン・ミーティングなどによる国民対話も、政策意思決定プロセスにおける透明性を高める上で重要である。

政策形成プロセスにおける透明性を高め、短期・中期の経済財政運営の整合性を確保するために、財政システムと予算編成プロセスを刷新する。

予算配分の硬直性を是正するため、経済財政諮問会議を中心に、まずは政策のあり方を横断的に審議し、その結果を反映してメリハリの効いた予算編成を行う。

省庁横断的で優先度の高いプロジェクトについては、内閣として予算の要求から執行に至るプロセスに関与を深め、その一体的、整合的な推進を図る。

国・地方の一般会計（普通会計）、特別会計、財政投融资、国・地方間の財政移転、特殊法人等との間の資金移転のそれぞれの関係について説明責任を果たし、透明性を高めていく。

重点分野の特定化と優先順位付けを行い、実施事業を客観的に評価し、決算や評価結果を予算・計画などに反映させるための体制を整備する。特殊法人について、透明性と説明責任を確保するために関連子会社を含め企業会計原則、連結財務制度に基づいた「行政コスト計算書」を導入するとともに、特別会計についても導入を検討する。

### 4. 中長期の経済財政運営と 平成14年度予算編成

民間経済、金融、財政の構造改革を強力に実施することによって、日本経済は、不良債権処理等に伴うデフレ圧力が発生する調整期間を経て、「停滞の10年」を抜け出し、「躍動の10年」を展望することが可能となる。

アメリカの景気動向や不良債権処理等に伴うデフ

レ圧力の影響などの不確実性が存在し、経済を的確に見通すことは困難であるが、このところ景気は悪化しつつあり、平成13年度の経済成長は、当初の政府経済見通しをかなり下回るとみられる。アメリカ経済の回復傾向が明らかになっていけば、適切な経済運営のもとで構造改革の進展の成果もあり、平成14年度の景気は徐々に回復への動きをたどることとなる。

中期的にみて日本経済は、民間経済、金融、財政の構造改革を通じた経済活性化や国民や企業の将来に対する不安感の軽減などにより、民需主導の経済成長を実現し、潜在力を十分発揮していくものと予想される。

平成14年度において、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。その後、プライマリーバランスを黒字にすることを目標として政策運営を行う。ただし、そのペースについては、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ進める。

金融政策については、調整期間におけるデフレ圧力の状況も踏まえ、機動的な量的緩和政策をとることが期待される。また、景気の状態によっては、セーフティーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行う。

平成14年度予算については、この基本方針で示した構造改革、重点分野などを反映し、メリハリの利いた予算編成を行うなど、予算編成プロセスを刷新する。

（中略）

## 第3章 社会保障制度の改革 国民の安心と生活の安定を支える

### 1. 国民の「安心」と生活の「安定」を支える社会保障制度の確立

#### (1) 国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネット

社会保障制度は国民にとって最も大切な生活インフラ（基礎）である。年金、医療、介護、雇用、生活扶助等で構成される社会保障制度は、国民の生涯設計における重要なセーフティネットであり、これに対する信頼なしには国民の「安心」と生活の「安定」はありえない。

しかし、年金、医療、介護などの社会保障の分野には、「ムダがある」、「負担が不公平」、「将来は大丈夫か」などといった指摘が数多くある。

社会保障に対する信頼は、まず国民にとって「分かりやすい」制度であることが不可欠であり、改革はこの点に十分に配慮する必要がある。また、制度の「効率性」、「公平性」、「持続性」が十分に担保されたものでなければならない。

#### (2) 「自助と自律」を基本とした持続可能で安心できる制度の再構築

社会保障が、長期にわたって経済の伸び以上に拡大を続けることは事実上不可能である。今後は、「給付は厚く、負担は軽く」というわけにはいかない。社会保障の3本柱である年金、医療、介護は「自助と自律」の精神を基本として、世代間の給付と負担の均衡を図り、相互に支えあう、将来にわたり持続可能な、安心できる社会保障制度の再構築が求められている。そのためにも、国民の一人一人が社会保障の意義、役割、内容をよく理解し、痛みを分かち合って、制度を支えるという自覚をもって取り組むことが大切である。

#### (3) 時代の要請に応える

個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる。特に、女性が働くことが当たり前になってきている。この変化に現在の社会保障制度は十分に対応しきれず、働く意欲の

ある女性や高齢者の就業、パート労働、派遣労働などに不利な面が残されている。現行制度の持つ「非中立」的な効果を緩和し、国民にとって多様な選択を可能にする制度への転換を進め、国民の能力発揮を支えることが、男女共同参画社会、生涯現役社会への道を拓く。

また、少子化、すなわち出生率の低下は日本の将来に大きな影響を与える問題である。子どもを産み育てやすい環境を整備し、少子化の流れを変えるため、積極的な対応策を社会全体で進めることが不可欠である。

#### (4) 「価値」ある効率的な仕組みへ

社会保障制度は国民生活の安定のために極めて重要な基盤であるが、それが公的なものであるが故に制度そのものに非効率を伴いやすい組織上の問題がある。その意味で、民間部門で実現可能な機能はそこに委ね、公的制度と補完性、競合性を合わせもった総合的な保障システムによって国民生活の安定を実現していくことが重要である。

また、制度の実施面においても、質量両面でのサービスの非効率性も否定できない。例えば、医療や福祉といったサービスに関しては、供給主体に一定の制限があるなど様々な規制がある。また、サービスを需要する個人ではなく、供給者である医師や施設がサービスの量や内容を決定する要素が強いこともあって、利用者が本当に必要としているサービスが提供されない、あるいは、ムダのない効率的なサービスとなりにくいという面がある。

社会保障の果たす機能を維持しながら、ムダのない「価値」ある仕組みになるよう、これまでの考え方にとらわれない思い切った制度改革・規制改革を進めていく必要がある。

#### (5) 活力ある「共助」の社会の構築

健康、介護、保育などのサービスは、高齢化の進行や男女共同参画の進展などに伴い、多様な需要が急速に拡大する成長分野である。規制改革やIT、バイオ・ゲノム等の技術革新などによって、新規産

業や新規雇用を創出する未来指向型の分野でもある。

また、高齢者や子どもたちにとって何が幸せかという視点に立って、地域住民やNPO等のボランティアの幅広い参加によって介護や子育て等を社会全体で支え合う「共助」の社会を築き、すべての国民が積極的に社会に参加し、それぞれの役割を果たすことができる活力ある社会がここから生まれる。

## 2. 社会保障制度全体に共通する課題

### (1) 社会保障制度の総合的な調整

社会保障は年金、医療、介護が主要な3本柱である。これらの制度の最も効率的な組合せを行い、重複給付の是正や機能分担の見直しを進め、公平で、総合的にみて老後の生活の基本的な保障が確保される制度を構築する。

また、低所得者に対する措置も、個別の制度においてバラバラに行われているが、(2)の仕組みを実現し、これを総合化することにより、給付と負担の基本原則を明確にしつつ、「真」に支援が必要な人に対して公平な支援を行うことのできる制度を実現する。

さらに、制度の実施・運営の面でも、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化など、行政事務運営の一層の効率化を進め、国民へのサービス向上を図る。

### (2) 国民の合意と納得の形成

社会保障負担に対する国民の合意と納得を形成するためには、国民一人一人にとってライフステージの各段階にわたる自分の生活と社会保障制度との関わりや、個人と社会との関わりが分かるようにし、分かりやすく信頼される制度としていくことが非常に重要である。このため、ITの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計(仮称)」システムの構築に向けて検討を進める(社会保障分野でのe-governmentの実現)。このことにより、社会保障制度の運営コストの削減や、公的給付と私的給付の効率的な組合せによる老後所得保障の充実、多様化なども可能になる。

### (3) 女性、高齢者の社会参画の拡大、就労形態の多様化への対応

働く意欲と能力のある女性や高齢者の就業を抑制しないよう、年金、医療、税制等の制度設計の見直しを進めるとともに、仕事と家庭の両立を図るため、労働法制の見直しを一層進める。特に、世帯単位が中心となっている現行制度を個人単位の制度とする方向で検討を進め、女性の就業が不利にならない制度とする。

また、労働移動の活発化、就労形態の多様化などに対応して、派遣労働に対する規制改革を推進するとともに、パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティを容易にするなど中立性を高めセーフティネットの機能を強化する。

さらに、高齢者は資産や所得等の経済状況が極めて多様であり、年齢で一律に社会的弱者とみなすのではなく、経済的な負担能力に応じた応分の負担を求めるとともに、高額所得や資産を有する者に対する社会保障給付のあり方を見直す。

### (4) 医療、介護、保育等のサービス分野での規制改革

医療、介護、保育等サービス給付を内容とする分野においては、そのサービスが効率的、かつ、十分に供給されることが重要である。そのためには、規制改革を進めることが極めて重要である。その際、サービスの質の確保に関するルールを設け、十分なチェックを行っていくことが必要である。(いわば、「入口の規制ではなく事後の規制」)

これにより、営利・非営利を問わず様々な主体による多様なサービスの提供を実現していくとともに、NPOやボランティア活動などを社会保障サービスの中に組み込み、地域住民の「共助」によるサービスの提供を支援していくことが可能になる。

例えば、男女共同参画社会に向けて、保育所の公設民営化やPFIの導入、保育ママ、幼稚園における預かり保育等多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行う。

## 3. 医療制度の改革

### (1) 持続可能な制度に向けて

我が国の健康指標は世界最高水準にある。これは

戦後の我が国の医療政策・国民皆保険体制の成果であるといってもよいであろう。

しかしながら、医療費は高齢化の進行、医療コストの上昇などから、近年、国民所得の伸びや経済成長率を大きく上回って急速に増加している。医療保険財政は深刻な状況に陥り、制度の持続可能性が大きく揺らいでいる。また、現在の医療制度は疾病構造の変化や健康に対する国民の意識の向上、多様化に十分対応できておらず、医療に対する国民の期待に十分応えられていない。

我が国の医療制度はいわば「制度疲労」を来しており、現状のままでは医療費増大と、その結果としての負担の増大に、国民の合意は得られない。

医療制度を改革する上で最も重要なことは、医療供給体制を効率化することなどにより、国民皆保険体制と医療機関へのフリーアクセスの下で、サービスの質を維持しつつコストを削減し、増加の著しい老人医療費を中心に医療費全体が経済と「両立可能なものとなるよう再設計することである。持続可能性を持つ「価値」ある保険制度の確立を通して国民の信頼を取り戻す必要がある。

## (2) 「医療サービス効率化プログラム(仮称)」の策定

医療機関、保険者、消費者(国民)のそれぞれが痛みを分かち合い、医療サービスの効率化に取り組み、質が高くムダのない医療を実現するため、次のような事項を考慮して「医療サービス効率化プログラム(仮称)」を策定し、これを推進する。

### (i) 医療サービスの標準化と診療報酬体系の見直し

医療の専門性に立脚し、科学的に分析・評価を行って得られた情報を活用して医療を行う「根拠に基づく医療」(EBM)を推進し、国民が理解し納得できる医療サービスの標準化を行う。

医療サービスの費用対効果(value for money)の向上を図るとともに、それを踏まえた支払い方式の見直し(包括払・定額払(診断群別定額報酬支払い方式等)の拡大等)や薬価制度の見直しを行う。

また、診療報酬・薬価改定に当たっては、近年の賃金・物価の動向や経済財政とのバランス等を踏まえて行う必要がある。

### (ii) 患者本位の医療サービスの実現

患者自身が理解し納得して選択できる患者本位

の医療サービスを実現する。このため、インフォームドコンセントの制度化、医療・医療機関に関する情報開示、医療情報のデータベース化・ネットワーク化による国民への情報提供の拡充、医療関係者相互の評価・チェック体制の充実による適正な診療の確保、医療機関の広告規制の緩和等を行う。

### (iii) 医療提供体制の見直し

病床数の削減、病院・診療所の機能分化の促進(慢性期・急性期の機能分化、かかりつけ医機能の充実、在宅医療の推進、包括的地域医療体制の整備等)、公的な医療機関の役割に沿った運営、高齢者医療の介護サービスへの円滑な移行を推進する。

### (iv) 医療機関経営の近代化・効率化

医療機関の経営に関する情報の開示・外細評価(外部の専門家による経営診断・監査の実施)等を行うことにより、医療機関経営の近代化・効率化を進める。また、設備投資原資の調達が多様化や医療資源の効率的利用(高額医療機器の共同利用・稼働率の向上等)を促進するとともに、株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しを検討する。

また、医療サービスのIT化の促進、電子カルテ、電子レセプトの推進により、医療機関運営コストの削減を推進する。

### (v) 消費者(支払者-患者・保険者)機能の強化

患者の選択による医療機関相互の競争の促進を進めるとともに、保険者機能の強化を図る。このため、保険者の権限を強化し、保険者と医療機関との契約や保険者と医療機関の連携強化(健診、予防)、レセプト審査、支払事務等の抜本的効率化を進める。

### (vi) 公民ミックスによる医療サービスの提供など公的医療保険の守備範囲の見直し

公的保険による診療と保険によらない診療(自由診療)との併用に関する規制の緩和など患者の選択による多様な診療の組合せを可能にする等公的医療保険の対象となる医療の範囲を見直す。

### (vii) 負担の適正化

患者・国民にも、真に必要な医療に対する負担を求める。このため、適正な患者自己負担の実現・保険料負担の設定を行う。

特に高齢者医療については、医療と介護・施設と在宅を通じた患者負担の均衡を確保し、サービス利用の適正化を実現する。

#### (3) 医療費総額の伸びの抑制

(2)の「医療サービス効率化プログラム(仮称)」等の改革を推進することにより、医療の質を落とさずに、コストを下げることによって、「価値」ある医療制度を実現し、医療費総額の伸びの抑制を行う。

また医療費、特に高齢化の進展に伴って増加する老人医療費については、経済の動向と大きく乖離しないよう、目標となる医療費の伸び率を設定し、その伸びを抑制するための新たな枠組みを構築する。

あわせて高齢者医療制度などについて、費用負担の仕組みをはじめ、そのあり方を見直していく。

### 4. 年金制度の改革

#### (1) 持続可能で安心できる制度に向けて

年金制度については、平成12年度に改革(給付費総額の約2割削減、成熟時の保険料率を約2割以上抑制等)が行われた。

しかしながら、少子・高齢化の予想以上の進展などから、これまで制度が累次の改正を余儀なくされ、国民の年金制度に対する不安や不信が強まっている。また、「世代間の不公平」感の高まりにより、国民の年金離れが無視できないものになりつつある。このような反省に鑑み、次の改革においては、年金制度の意義や役割についての国民の理解を十分に待つつ、将来にわたって大きく改正する必要のない、持続可能な制度を確立する。

#### (2) 今後の検討課題

今後は、次のような課題について検討していくことが必要である。

##### (i) 就労形態の多様化・個人のライフサイクルの多様化等に対応した制度設計の見直し

パート労働者、派遣労働者については、年金保障が十分でないなどの指摘があり、年金適用のあり方を見直していく。また、女性の労働力率の上昇、就労形態の多様化を踏まえ、夫婦片働きの世帯(いわゆる専業主婦のいる世帯)を標準とした現在の給付設計を見直していく。さらに、勤労収

入等のある高齢者に対する年金給付のあり方を検討する。

##### (ii) 世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し

公的年金や企業年金等に対しては、一般の給与所得などとは異なり、特別の所得として扱われ、若年世代の給与所得者に比べ優遇した課税が行われている。この点を含めた年金税制のあり方について、世代間の公平や、拠出・運用・給付の各段階を通じた負担の適正化の観点から見直していく。

##### (iii) 年金制度の運営面における信頼の確保

国民年金の未納・未加入者の増大といった、いわゆる「空洞化」に対して、徹底した対策を講じるとともに、若年世代の年金制度に対する理解を深めるため、学校教育などにおける取組みを強化していく。

##### (iv) 年金積立金のあり方

年金積立金について、平成13年度から市場運用への転換が行われたことも踏まえ、少子高齢化の進展した将来において有効に活用し積立金水準を引き下げる。

##### (v) 自助努力の支援

公的年金の見直しに合わせ私的年金を拡充し、企業年金の改革や確定拠出年金の早期実施・普及等を図る。また、高齢者の有する資産を活用して老後の生活資金を賄う方法(リバースモーゲージなど)について環境整備を推進する。

##### (vi) 年金保険料引上げの凍結解除等

年金保険料引上げの凍結を早期に解除する。年金保険料の凍結を続けると、積立金の取崩しが始まり、現在の現役世代の負担が軽く、将来世代の負担がより重くなってしまう。

特例的なスライド停止などの影響を踏まえ、物価スライドのあり方を見直す。

##### (vii) 平成12年度改正法附則への対応

基礎年金の国庫負担については、平成12年度改正法附則(「当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1/2への引上げを図るものとする」と規定。)をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体的に鋭意検討する。

## 5. 介護

高齢者医療から介護サービスへの円滑な移行と連携を促進するとともに、介護サービスの供給体制の整備充実を図る。特に、痴呆性高齢者のグループホームやケアハウスの拡充が急務である。また、地域住民やNPOなど新たな担い手による創意工夫や民間活力、ケアマネジャー等の専門家によるサービス利用の支援、市場原理を活かした効率的で質の高いサービス供給を確保する。

## 6. 子育て支援

子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活発化など子育て支援策を推進する。また、育児休業を取りやすく職場復帰しやすい環境の整備を図るとともに、保育所の公設民営化、多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行いつつ、明確な目標と実現時期を定めて保育所の待機児童ゼロ作戦を推進する。

あわせて学齢期の児童についても、必要な地域すべてにおける放課後児童受入体制の整備を図る。

(以下、略)